

愛知学院大学薬学会細則

愛知学院大学薬学会会則（以下、「会則」という）第26条の規定に基づき、愛知学院大学薬学会細則を定める

【会則第4条関係】

第1. 会則第4条第3号に規定するその他、本会の目的達成に必要な事項については、以下に定めるものとする

1. 会則第5条に規定する会員の教育、研究、調査及び学会参加等に関する支援事業
2. 愛知学院大学薬学部の研究設備・機器等の充実に関する支援事業
3. その他総会において必要と認められた事業

附則

この細則は、平成22年10月1日から施行する